

第 1 1 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 6 年 10 月 18 日 金曜日 9 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第 1 1 回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年10月18日 金曜日 午前9時30分～10時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠

出席委員

欠席委員

1 番 野中 充	
2 番 佐々木 弘則	
3 番 眞鍋 伸太郎	
4 番 眞部 剛	
5 番 星 忠彦	
6 番 松本 晋平	
7 番 木野 光洋	
9 番 大井 豊記	8 番 福田 真実
1 1 番 村松 祐一	1 0 番 柴崎 陽
1 2 番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄
	推進委員 佐藤 和人
	推進委員 元木 博人
	推進委員 長峯 巖
	推進委員 上野 貞二
	推進委員 梅宮 孝
	推進委員 佐藤 健一
	推進委員 山内 祐太郎
	推進委員 佐々木 宏光
	推進委員 齋藤 武美
農業委員 1 0 名出席 / 1 2 名	
推進委員 0 名出席 / 1 0 名	

4. 議事録署名人

3 番 眞鍋 伸太郎

4 番 眞部 剛

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長

鶴川 晃

事務局次長

佐瀬 博巳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前にご報告いたします。本日、8番 福田真実 委員、10番 柴崎陽委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

それでは、ただいまから、第11回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
3番 眞鍋伸太郎 委員、4番 眞部剛 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。

【農地法第3条関係】

議長 長 それでは議事に入ります。
議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号20番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、勝原字大連寺〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で 〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号21番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は 〇〇さん。申請農地は福重岡字渋田乙〇〇番 外〇〇筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が高齢による経営縮小のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。なお、譲受人の〇〇さんは、町外在住ですが、実家が町内であることから〇〇さんとは知り合いであったため、今回の3条申請となったものです。

受付番号22番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は、字高田道上〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人、譲受人とも移住のため、それぞれ転出・転入に伴うものであります。移転時期は許可日以降であり、価格は空き家との総額で 〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号23番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は永井野字永井野〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方在住のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は空き家との総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号24番、譲渡人は 〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は字宮北〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方在住のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は空き家との総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号 25 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は勝原字西勝〇〇番 外〇〇筆 田 〇〇㎡、勝原字西勝〇〇番 外 〇〇筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が新規就農であります。移転時期は許可日以降であり、価格は空き家との総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第 36 号についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 36 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 4 条関係】

議 長 次に 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について を審議いたします。事務局、説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、申請人は〇〇さん。申請農地は、立石田字稻荷下甲〇〇番 〇〇㎡です。本案件の事業計画変更については、令和 5 年 12 月 7 日付けにて許可を受けた転用案件です。現在工事は進行中ですが、当初計画より、申請地の中央部のスペースを確保するため、擁壁の施工内容とプレハブ小屋の設置位置を変更するものです。また、町内にあった申請者の実家を、令和 5 年 5 月に取り壊したことに伴い、実家にあった地蔵の移設が必要となったものです。隣接する自宅敷地には空きスペースがなく、事業計画に追加するものです。変更後の面積につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第 37 号についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め、採決いたします。原案のとおり確認し、事業計画変更の承認について賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 37 号の事業計画変更は承認することに決しました。

【農地法第 5 条関係】

議 長 次に、議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 8 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は橋丸字橋爪〇〇番 畑 〇〇㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は 1 ㎡あたり〇〇円、移転理由は一般住宅用地です。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 7 年 9 月 30 日です。建設物の名称及び面積は、一般住宅〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、雪捨て場〇〇㎡、権利は所有権移転であります。

受付番号 9 番、設定人は 〇〇さん、被設定人は〇〇さんです。
被設定人は町外に本社を置き、全国に事業を展開している会社です。町内で店舗を運営しております。申請農地は、字高田道上〇〇番 田 〇〇㎡です。権利設定時期は許可日以降で、価格につきましては所有権移転ではありませんので記載しておりません。なお、賃借権を設定し、駐車場としての利用となります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 6 年 12 月 31 日です。建設物の名称及び面積は、駐車場〇〇㎡、通路・法面〇〇㎡です。

受付番号 10 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人〇〇さんです。
申請農地は、字布才地〇〇番 畑 〇〇㎡、実測面積は〇〇㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は 1 ㎡あたり〇〇円です。移転理由は一般住宅です。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 7 年 4 月 30 日です。建設物の名称及び面積は、駐車場〇〇㎡、物置・菜園スペース〇〇㎡、

駐車場・通路・雪捨て場・緑地等 〇〇㎡。なお、併用地〇〇㎡を含んでおります。権利は所有権移転であります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号8番については 眞部剛 委員より、9番、10番については 佐々木弘則 委員より報告願います。

眞部委員 受付番号8番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和6年10月7日 午前9時から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、譲受人の親族である〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所より、企画部指導調整課、町農業委員会より、長峯巖 委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲との高低差はなく、東側農地との境界にもブロック塀を設置するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併処理浄化槽を設置して西側の既設水路に排水し、雨水は自然地下浸透で処理するため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は、北と南と西側が道路と接しており、農地の分断等は発生しません。また、東側に農地がありますが、境界にブロック塀を設置し、建物も境界から離して建築するため、影響はありません。以上、ご報告いたします。

佐々木(弘)委員 次に、受付番号9番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和6年10月7日 午前9時30分から調査を行いました。出席者は、設定人の〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所より、企画部指導調整課、町農業委員会より、渡邊武雄 委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、事業用の駐車場です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲との大きな高低差はなく、十分に転圧締めを行うため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透とするため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は、東側が農道、西側が水路、南側が町道、北側が設定人の耕作していない田となっており、農地の分断等は発生せず、周辺農地への影響はありません。

続いて、受付番号10番についてご報告を申し上げます。令和6年10月7日 午前9時50分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん代理で、親族の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、譲受人の親族の〇〇さん、福島県会津農林事務所より、企画部指導調整課、町農業委員会より、渡邊武雄委員と私、事

務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。

転用目的は、一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は、周囲との高低差はなく、西側と南側には土留めが施工されており、北側にも新たに土留めを施工するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は隣接宅地の公共下水柵へ接続して排水し、雨水は、敷地内に浸透柵を設置して処理するため影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は東側が道路に接しているほか、周囲を宅地に囲まれているため、周辺農地への影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 38 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 38 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、内容の説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、受付番号 190 番から 192 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 190 番から 192 番まで原案のとおり決定いたします。

【農用地利用集積等促進計画案への意見について】

議 長 次に、議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案への意見について を審議いたします。事務局、説明願います。

事務局次長 農業経営基盤強化促進法の改正により、基盤法による貸付者、借受者の相対での農地の貸し借りは、本案件名である「農用地利用集積等促進計画」となり、中間管理機構を通した手続きに統合されました。
利用権設定が農地中間管理機構を介した貸借へ1本化されたものです。
これまでの基盤法での利用権設定については、令和7年3月31日までの経過措置がありますので、会津美里町農業委員会の定例総会におきましては、新しい制度である「農用地利用集積等促進計画」の議案の上程はこれまでありませんでしたが、今回初めての議案となります。
中間管理機構を通した農地の貸し借りについては、中間管理機構がその促進計画を定める際には、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていますので、審議をお願いするものです。
受付番号2番、3番については基盤整備中の地区のため、地番につきましては、一時利用地のものとなっております。
なお、利用権設定と同じ農地の貸借となりますので、内容については記載のとおりです。説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。それでは1番 から3番 をを議題といたしますので これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、1 番から 3 番は原案のとおり決定いたします。
これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑をしたいと思
いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 28 号、29 号について、事務局より一括して説明を求めます。

事務局次長 報告第 28 号は 8 件の届出がありました。詳細については、相続案件ですので
説明は省略いたします。詳細はお読み取りをいただきたいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 29 号の合意解約については 2 件提出されております。それぞれの理由
により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取
りいただきたいと思います。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告を終了いたします。

事務局長 議長ご苦労様でした。それでは、閉会の言葉を、職務代理者お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第11回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 10:10 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年10月18日

議長 _____
(間船 一男)

議事録署名人 _____
(3番 眞鍋 伸太郎)

議事録署名人 _____
(4番 眞部 剛)